

特別養護老人ホーム三滝苑(空床利用事業)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人燈心会が開設する特別養護老人ホーム三滝苑(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)は、居宅において、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の受け入れについては、ショートステイ三滝苑と一体的に行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう事業所の名称並びに、所在地は次のとおりとする。

(1)名 称 特別養護老人ホーム三滝苑

(2)所在地 広島市西区三滝本町二丁目1番1-27号(ショートステイ三滝苑を併設)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

施設長は、管理者として事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

(2) 事務職員 2名

事務員は、庶務及び会計事務を行う。

(3) 生活相談員 2名(内常勤1名は介護職員と兼務)

生活相談員は、入退所における面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関すること、介護職員等への指揮・指導を行う。

(4) 看護職員 5名(常勤4名うち1名介護支援専門員兼務、非常勤1名)

看護職員は、利用者の健康状態の把握と、保健衛生管理並びに医師の診療の補助及び看護を行う。

(5) 介護職員 33名(常勤20名、非常勤13名)

介護職員は、日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。

(6) 栄養士 2名(常勤2名、うち管理栄養士1名)

栄養士は、栄養ケアマネジメント計画の作成、献立作成・栄養計算等を行い、調理員を指導して給食業務を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名(常勤1名、非常勤1名)

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導等を行う。

(8) 医師 1名(常勤 1名)

医師は、利用者の診療及び健康管理並びに施設全般の保健衛生指導を行う。

(9) 介護支援専門員 1名(常勤 1名看護職員兼務)

介護支援専門員は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関することを行う。

(事業所の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は54人とする。ただし、介護老人福祉施設事業において、入所者の入院等により空いているベッドの数を利用可能人数の上限とする。なお、入院した入所者が退院予定日より早く退院した場合に限り、その退院予定日までこの上限を超えた人数の利用が可能であるものとする。

(指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護および指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする

2 その他の費用は下記のとおりとする。なお、居住費および食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

- ・ 居住費 多床室 1,070 円／日、個室 2,240 円／日
- ・ 食費 1,580 円／日(内訳:朝食 400 円 昼食 610 円、夕食 570 円)
- ・ 送迎料 通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行なう場合、通常の送迎の実施地域を越えた地点から路程1キロメートルあたり50円
- ・ 医療にかかる出費(医療機関への支払い) 実費
- ・ その他個人的要望に基づく出費 実費
- ・ 金品管理料、日常生活費等 別紙に定めるとおり

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 事業所の通常の送迎の実施地域は、広島市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用をキャンセルする場合は、サービス利用開始予定日の前日までにその旨連絡する。

- (2) 利用料はサービス利用終了後、利用月の翌月末までに口座振替か振込みにて支払う。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業所の従業者は、サービス実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行なう。

(利用者等の虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、事業所内に以下の対策を講じる。

- (1) 委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の指針を整備する。
- (3) 虐待防止責任者の設置
- (4) サービス実施中に、高齢者虐待が疑われるケースが発覚した場合には、職員は速やかに生活相談員に報告する。生活相談員は管理者に報告した後、地域包括支援センター等への通報等の判断を仰ぐものとする。
- (5) 職員に対し、利用者等の人権の擁護や虐待に対する意識の啓発を図るため、年度ごとに研修計画を立案し実施する。

2 事業者は職員の利用者への虐待を防止するために、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 入職時に虐待等を行わない旨の誓約書を徴収する他、万一虐待の事実があった場合、就業規則第 54 条第 3 項の懲戒解雇の処置を行う旨説明し、職業意識の醸成を行う。
- (2) 職員入職時、また現任職員に対し、虐待防止を含めて職業倫理等に関する研修を行う。

(身体的拘束等その他の行動制限)

第 13 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し、身体的拘束等その他の方法により利用者の行動を制限しない。

- 2 事業所が利用者に対し、身体的拘束等その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、「社会福祉法人 燈心会 身体的拘束等廃止マニュアル」に基づき、切迫性、非代替性、一時性に鑑み、現場担当者が判断し行う。その際、生活相談員が在所時には事前に許可を得るが、不在時においては必ず事後確認を得る。
- 3 身体的拘束等が必要と認められた場合、利用者に対し事前に、行動制限の拠点、内容、見込まれる期間について十分説明し、利用者に同意能力がある場合は、その同意を「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」にて得ることとする。

また、この場合事業所は、事前または事後すみやかに、利用者の身元引受人に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」にて十分に説明することとする。

4 事業所が利用者に対し、身体的拘束等その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書」に次の事項を記載する。

(1) 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施した期間

(2) 次項に基づくホームの利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(3) 前項に基づく利用者の身元引受人に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

5 身体的拘束等を行った場合は、「身体的拘束等経過状況」において身体的拘束等の実施中の経過観察の記録を行い、利用者又はその家族に対し、定期的に説明を行う。

6 身体的拘束等実施の妥当性の検証作業においては、月に1回の代表者会議において検証するとともに、個別の身体的拘束等廃止については定期的なケースカンファレンスにおいても検証を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(3) その他の研修

2 従業員は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人燈心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。